

# 労働安全衛生分野の「委員会」

## ヒアリングにおける指摘

- 労働安全衛生の分野では、いわゆる労使交渉以外に労使が職場の労働条件を協議することが法律で規定されている。このような協議は労働条件の解決に直結し、海外でも実行できれば、日常的な課題解決に有益だと考えている。
- 以下のとおり、労働安全衛生法では、安全委員会、衛生委員会の設置が義務づけられている。

|                      | 安全委員会  | 衛生委員会  |
|----------------------|--|--|
| <b>設置しなければならぬ事業場</b> | 業種により異なる。<br>(例)<br>50人以上：林業、鉱業、建設業、製造業の一部等<br>100人以上：電気業、通信業、各種商品小売業等   | 全業種50人以上   |
| <b>委員の構成</b>         | 1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者（1名：議長）<br>2 安全管理者<br>3 安全に関し経験を有する労働者<br>※ 1以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければならない。   | 1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者（1名：議長）<br>2 衛生管理者<br>3 産業医<br>4 衛生に関し経験を有する労働者<br>※ 1以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければならない。  |
| <b>調査審議事項</b>        | <ul style="list-style-type: none"><li>労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。</li><li>労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。</li><li>安全に関する規程の作成に関すること。</li><li>危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。</li><li>安全教育の実施計画の作成に関すること。等</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。</li><li>労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。</li><li>労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。</li><li>衛生教育の実施計画の作成に関すること。</li><li>化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。等</li></ul> |

※ 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。